

公告第1-52号

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和8年8月3日

小野町長 村上 昭正

1	業 務 番 号	小物等第27号
2	業 務 名	小野町総合計画策定アンケート調査業務委託
3	履 行 場 所	小野町役場企画政策課
4	業 務 概 要	小野町総合計画策定アンケート調査業務一式
5	期 間	着 手 契約締結の日から 完 了 令和9年3月23日(火)
6	発 注 の 方 法	条件付き一般競争入札
7	発 注 課	企画政策課
8	予 定 価 格	事後公表
9	最 低 制 限 価 格	設定しない
10	入 札 参 加 資 格 要 件	入札に参加できるのは、公告日から入札日までに①から⑦に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
	①	令和7・8年度小野町競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
	②	所 在 地 区 分 なし
	③	業 務 実 績 過去において、市町村の総合計画策定業務(アンケート調査業務を含む)の実績がある者
	④	小野町において指名停止期間中でないこと。(入札日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。)
	⑤	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
	⑥	技 術 者 の 配 置 なし
	⑦	そ の 他 仕様書に記載されている、本業務の受注者資格要件を満たしていること。
11	設計図書等の閲覧方法及び期間	
	① 閲 覧 方 法	小野町公式ウェブサイトによる
	② 閲 覧 期 間	令和8年8月3日(月)から令和8年8月28日(金)まで
12	設計図書等に対する質問	
	① 質 問 方 法	電子メールによる。(送信先アドレス:kikakuseisakuka@town.fukushima-ono.lg.jp) ※様式は小野町公式ウェブサイト上にある質問書を使用すること。
	② 質 問 期 限	令和8年8月7日(金) 午後5時15分まで
	③ 質 問 書 回 答 日	令和8年8月12日(水)
	④ 質 問 に 対 す る 回 答 方 法	質問への回答は、小野町公式ウェブサイトで行う。
13	入札参加資格確認申請	
	① 申 請 の 方 法	入札に参加する者は、13②の書類を添付のうえ、郵送又は持参にて申請すること。期限までに申請がない場合は、入札に参加できない。 (提出先:総務課財政担当)
	② 申 請 書 類	(1) 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書 ※様式第1号(第16条関係) その2 委託・物品等用 (2) その他提出書類 ①総合計画策定業務実績の確認資料 ②公的資格であるJISQ27001もしくはJISQ15001に審査登録され、その運用・点検がなされていることの確認資料 ③機密保持に関する社内規定の確認資料
	③ 申 請 期 限	令和8年8月19日(水) 午後5時15分まで

	④	町からの確認通知	令和8年8月20日（木）
14		入札方法及び入札期間	
	①	入 札 方 法	郵便入札
	②	入札書提出期限	令和8年8月28日（金） 午後5時15分まで
	③	提 出 書 類	入札書
15		入 札 保 証 金	免除
16		入札（開札）日時	
	①	開 札 日 時	令和8年8月31日（月） 午前10時から
	②	開 札 場 所	小野町役場応接室
	③	開 札 時 の 対 応	再度入札の場合は、入札者へ電話連絡をする。
17		入 札 回 数	初回入札において落札者がなかったときは、3回を限度として再度入札を行う。 なお、9 最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回って入札した者は、再度入札に参加できないものとする。
18		落 札 者 の 決 定	本入札においては、開札後に予定価格を下回る最低価格入札者の入札参加資格要件等を再審査し、当該要件を満たしていることが確認できた場合に、落札者として決定する。なお、落札決定者が事前に提出した入札参加資格確認申請書の内容に変更があった場合は、速やかに小野町役場総務課まで持参すること。
19		契 約 保 証 金	小野町財務規則第 121 条、第 122 条、第 123 条及び第 124 条の規定による。
20		入札の無効	
	①	町の入札参加に必要な資格のない者のした入札	
	②	地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められた者のした入札	
	③	その他、入札の条件又は町において特に指定した事項に違反した入札	
21		その他	
	①	入札書には、消費税を除いた金額を記載すること。	
	②	一度提出された入札書は、書き換え、引き替え又は撤回することができない。	
	③	その他この公告に記載していない事項については、地方自治法、同法施行令及び本町の財務規則等の定めるところによる。	